

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 四六三
  - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件五件 四六三
  - 福島県議会公印規程の一部を改正する訓令 四六四

## 告 示

**福島県告示第五百二十四号**  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県相双地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。  
 令和六年九月十七日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 指定する区域
    - 南相馬市小高区上浦字延命迫八十九番、九十番、九十三番、九十八番、九十九番、百番、三百十九番及び三百二十二番
  - 二 指定する区域の埋立地の区分
    - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地
- （産業廃棄物課）

### 福島県告示第五百二十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年八月十五日次のとおり指定した。

令和六年九月十七日

| 氏名又は名称 | 住所              | 指定の有効期間                     | 福島県知事  |
|--------|-----------------|-----------------------------|--|
| 鈴木 敏雄  | 福島市天神町三番一〇号     | 令和六年一〇月一日から<br>令和一一年九月三〇日まで | 内 堀 雅 雄  |
| 株式会社岡商 | 二本松市亀谷二丁目二一一番地一 | 同                           | 売りさばき所の名称<br>及び所在地<br>アサヒ写真館<br>福島市天神町三番一〇号                  |
| 諏訪 良子  | 本宮市本宮字中條二〇番地    | 同                           | 株式会社岡商店<br>二本松市亀谷二丁目二一一番地一<br>秋田屋<br>本宮市本宮字中條二〇番地<br>（出納総務課） |

### 福島県告示第五百二十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年八月十九日次のとおり指定した。  
 令和六年九月十七日

| 氏名又は名称     | 住所                 | 指定の有効期間                     | 福島県知事   |
|------------|--------------------|-----------------------------|---|
| 相馬地区交通安全協会 | 相馬市中野字寺前二〇三番地の一    | 令和六年一〇月一日から<br>令和一一年九月三〇日まで | 内 堀 雅 雄   |
| 長 荒 貞昭     | 同                  | 同                           | 売りさばき所の名称<br>及び所在地<br>相馬地区交通安全協会<br>相馬市中野字寺前二〇三番地の一（相馬警察署内） |
| 合資会社水野書店   | いわき市植田町中央三丁目二番地の一  | 同                           | 合資会社水野書店<br>いわき市植田町中央三丁目二番地の一<br>有限会社磐城デイズル商会               |
| 梅川 秀明      | いわき市江名字北町二八番地      | 同                           | いわき市江名字北町二八番地<br>くどう書店                                      |
| 工藤 達夫      | いわき市常磐上湯長谷町五反田五〇番地 | 同                           | いわき市常磐上湯長谷町五反田五〇番地<br>（出納総務課）                               |

福島県告示第五百二十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年八月二十日次のとおり指定した。  
令和六年九月十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

株式会社宮川 郡山市字下亀田一 令和六年一〇月一日から  
紙店 三番地二 令和一年九月三〇日まで  
郡山市字下亀田一三  
番地二

武田 公志 田村市大越町下大 同  
越字川向一七六番  
地

吉田 勝昭 須賀川市宮先町五 同  
五番地

田村地区交通 田村郡三春町大字 同  
安全協会 熊耳字下荒井一九  
長 吉田 康 四番地

田村郡三春町大字熊  
耳字下荒井一九四番  
地(田村警察署内)  
(出納総務課)

福島県告示第五百二十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年八月二十一日次のとおり指定した。  
令和六年九月十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

福島大学生生活 福島市金谷川一番 令和六年一〇月一日から  
協同組合 地 令和一年九月三〇日まで  
合

齋藤 誠 福島市栄町一一番 同  
二五号

株式会社北部 伊達市原島九五番 同  
日本自動車学 地  
校

福島県庁消費 福島市中町八番二  
組合 組合長 号

国分 守 郡山市八山田五丁 同  
目三七二番地  
行政書士法人 郡山市八山田五丁  
新田事務所 目三七二番地  
務所

有限会社コン 石川郡浅川町大字 同  
ビニエント緑 浅川字背戸谷地一  
川 一二番地一三

福島県猟友会 南相馬市原町区長 同  
原町支部 支 野字広畑四二番地  
部長 門馬 の一

重徹 南相馬市原町区長野  
字広畑四二番地の一  
(出納総務課)

福島県告示第五百二十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和六年八月二十三日次のとおり指定した。  
令和六年九月十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
福島県知事 内 堀 雅 雄  
売りさばき所の名称  
及び所在地

近藤 正 東白川郡棚倉町大 令和六年一〇月一日から  
字棚倉字中居野一 令和一年九月三〇日まで  
七九番地五

棚倉地区交通 東白川郡棚倉町大 同  
安全協会 会 字流字森ノ内五九  
長 増子 圭 番地一

石井 常一 東白川郡塙町大字 同  
塙字代官町四番地  
二

酒井 陽子 大沼郡会津美里町 同

酒井 陽子 大沼郡会津美里町 同

酒井 陽子 大沼郡会津美里町 同

立石田字古宮前甲  
三五一番地

舟木 道夫 南会津郡南会津町 同

永田字大道上三二  
三番地

会津よつば農 会津若松市扇町三 同  
業協同組合 丁目五番地の六

福島県猟友会 南会津郡南会津町 同

南会津支部 長野字長野八二番  
支部長 星 地

光久

大沼郡会津美里町立  
石田字古宮前甲三五  
一番地

こめや釣具店

南会津郡南会津町田  
島字後原甲二五二  
六一一

会津よつば農業協同  
組合田島支店

南会津郡南会津町田  
島字行司七六番地

福島県猟友会南会津  
支部事務所

南会津郡南会津町長  
野字長野八二番地  
(出納総務課)

福島県議会

福島県議会訓令第4号

福島県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年九月十七日

福島県議会事務局

福島県議会公印規程の一部を改正する訓令

福島県議会公印規程(昭和五十四年福島県議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

福島県議会議長 西山 尚 利

第二条第一項中「福島県議会事務局課長印(横書き文書用)」

10 方二四」を

「福島  
福島

県議会事務局課長印(横書き文書用)

10 方二四

県議会情報公開審査会長印(横書き文書用)

11 方二四

県議会個人情報保護審査会長印(横書き文書用)

12 方二四」

に改める。

別表中

10

福島県  
議会事務局  
課長印

を

10

福島県  
議会事務局  
課長印

11

福島県議会  
情報公開  
審査会長印

12

福島県議会  
個人情報保護

審査会長印

に改める。

附 則

この訓令は、令和六年九月十七日から施行する。

(総務課)